



### 膀胱ろう（瘻）とは？

腎臓で作られた尿が膀胱にたまと、尿意を感じるようになり、その後たまった尿のすべてが尿道から排泄されます。これが正常の排尿です。しかし、神経の疾患などで膀胱の収縮力が弱くなったり、前立腺肥大症や前立腺がんなどで尿道が圧迫・閉塞された場合には、膀胱にたまった尿をうまく排泄できなくなり、ひどくなると尿閉状態

（膀胱にたまった尿を全く出せない状態）となります。尿閉状態が続くと、最終的に腎後性腎不全となってしまいます。尿閉状態になると、膀胱にたまった尿を体外へ排出させる必要がありますが、そのための方法の一つに膀胱ろうというものがあります。下腹部の皮膚から腹壁を通して直接膀胱へ道を作り、バルーンカテーテルという管を留置します。

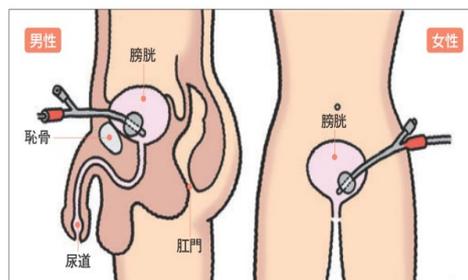


図5 膀胱瘻の造設

### 腎盂カテーテル、膀胱瘻カテーテルの種類

ピッグテール型：日本語でブタのしっぽという意味です。腎盂の中に入る部分がくるくると巻かれています。径が細く、最初に留置されることが多いのですが強い力で引っ張ると抜けてしまうために皮膚に糸で固定する必要があります。



マレコー（傘）型：内筒を抜くと先端部分の傘が広がって抜けにくいようになっているタイプです。ピッグテール型より抜けづらく、後述のバルーン型に比べてコシがあり、腎瘻の穴や腎盂までの瘻孔が安定していなくても挿入が容易です。しかし強く引っ張ると抜けてしまうのでやはり皮膚に糸で固定する必要があります。



バルーン型：先端に風船がついていて水を注入して膨らませて腎盂内に固定します、固定の水の量は通常 1-3 ミリリットルです。管も柔らかく、抜けにくいので長期的な留置が必要な場合に用いられます。柔らかくコシが無いので瘻孔が安定していないと、挿入が難しい場合があります。また固定水は次第に抜けてしまう事もあり通常 1~2 ヶ月に 1 回の交換が必要となります。



## 腎ろう・膀胱ろうの自宅での管理について

長崎市訪問看護ステーション連絡協議会の資料を引用します。

《必要な物品》



### スキンケア用品

石鹸、洗淨クリーム、皮膚被膜剤、剥離剤など

集尿袋（レッグバッグ、ウロバッグ）

医療用テープ

フィルムドレッシング剤

（必要時）

消毒液

滅菌ガーゼ

アルコール綿

目的は、カテーテル周囲の皮膚の清潔・カテーテルの固定方法、挿入部の観察を行い、感染やカテーテルの自然抜去を予防することです。

### 注意していただきたい点

- カテーテルが抜けていないか？
- カテーテル挿入部の皮膚にトラブルはないか？固定方法が適切か？
- 尿漏れや浸出液がないか？

### 【集尿袋の管理】

集尿袋に尿がある程度貯まったら、排泄口を開いて尿を廃棄します。集尿袋いっぱい尿を貯めないようにしましょう。通気口が尿で塞がれてしまいます。排泄口はティッシュペーパー等で拭き取ります。

集尿袋は腰の位置より低い位置に置きます。高い位置に置くと尿が逆流し感染の原因になります。

就寝時はベッドの横にかけましょう。

また布団を利用されている方は、チューブを曲げな

いように置くなど工夫が必要になります。それでも尿の流れが悪い場合は、ベッドの購入などが必要

になる場合もあります。カテーテルと集尿袋を接続する場合は、カテーテルと集尿袋の接続部をアルコール綿で消毒し、接続部が外れないよう挿し込みます。

※カテーテルや集尿袋のチューブの屈曲やねじれがないか観察しましょう。

※カテーテルは、指定された病院等で定期的（3～4週間に1回程度）に交換が必要で

す。カテーテルを交換する時は、新しい集尿袋を持参しましょう。

※使用した集尿袋（レッグバッグやウロバッグ）は燃えるごみに廃棄してください。（東京都の場合）地域の指定された方法で廃棄してください。

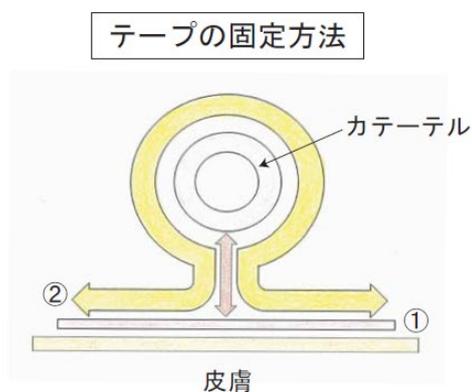
### 【シャワー浴】

概ね術後 3 日後から、カテーテル挿入部のフィルムドレッシング剤やガーゼ等はずし、シャワーを浴びることができます。シャワー浴の最後に固定しているテープをやさしく剥がし、カテーテル周囲を石鹼の泡でやさしく洗い、シャワーのお湯でよく洗い流してください。

### 【入浴】

挿入部に問題がなければ、術後 1 週間で入浴ができます。集尿袋はビニール袋に包み、接続したまま浴槽の外に出すようにして入浴するか、排尿袋の接続部を外してアルコール綿などで消毒後に DIB キャップに付け替えてしてください。最後にカテーテルの皮膚挿入部周囲を石鹼の泡でやさしく洗いシャワーのお湯でよく洗い流してください。

シャワーまたは入浴後、カテーテル挿入部周囲をきれいに拭きます。次ぎに挿入部の周囲の観察を行います。カテーテル挿入部位の赤みや、テープかぶれが無い確認します。



【カテーテルの固定】肌に優しいテープを用いて下の図の様に固定します。カテーテル固定用のテープも販売されています。

挿入部はフィルムドレッシング剤を使用します。

注：尿もれや浸出液がある場合は、ガーゼなどを使用してください。

#### 【カテーテルが抜けた場合】

カテーテルが抜けた場合は、すぐに穴がふさがってしまい、再度作り直しが必要な場合があります。抜けたことに気付いた時は至急病院に連絡をして下さい。

#### 【腎ろう・膀胱ろうに関する日常生活用具給付申請方法】

永久的な腎ろう及び膀胱ろうの造設者は日常生活用具が必要となるため、経済的な負担が大きくなってしまいます。そのため、次のような制度の申請手続きを行うことで、日常生活用具に関する助成制度を利用することができ、経済的な負担を軽減することが可能になります。

①身体障害者手帳の申請に必要なものを揃えましょう。

- ①身体障害者手帳交付申請書・診断書（ぼうこう機能障害）
- ②身体障害者手帳に貼る写真（たて4cm×よこ3cmの本人の顔写真 1枚）
- ③印鑑（認印可）

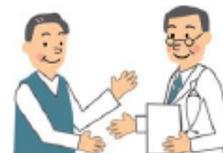


身体障害者手帳交付申請書・診断書は住民票のある市役所、又は役場の障害福祉担当窓口  
に設置しています。  
（病院においでいる場合もあるため病院職員にご確認ください。）

※既に身体障害者手帳を取得されている方でも、『ぼうこう機能障害』の障害名追加の申  
請が必要です。

②診断書を作成してもらい、上記が揃ったら住民票のある市役所または役場の障害福祉担当課に行  
き、申請しましょう。

都道府県知事の指定する医師（指定医）に上記の診断書を記入してもらう必要があります。  
手術日より診断書の記入は可能なので、病院で相談してください。



③障害認定審査が行われ、認定されると『身体障害者手帳』が交付されます。

※認定には1ヶ月～1ヶ月半かかります。



助成を受けるには、まず『身体障害者手帳』の申請が必要です。

次ぎに日常生活用具の申請を行いますが、住民票のある役所によって対応方法が違うの  
でよくご確認ください。

自己負担金について

日常生活用具については、利用者負担は自治体の方針によって上限額が違います（基  
準額の範囲内であれば原則1割負担となります。）ただし、所得に応じて月額負担上限  
額が設定されます。

なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。

日常生活用具給付申請の窓口は、障害・福祉課などで対応しています。指定業者などの  
情報も役所でうかがってください。

<生活保護の方への給付について> まずは居住地の担当ケースワーカーへ相談してください。

①日常生活用具の申請に必要なものを揃えましょう。

- ①日常生活用具給付申請用紙  
※身体障害者手帳交付時に窓口でもらうようにしてください。
- ②身体障害者手帳（ぼうこう機能障害）
- ③同意書
- ④指定業者から取り寄せた見積書
- ⑤印鑑（認印可）



※申請については住民票のある市役所・役場の障害福祉担当窓口又は指定業者へお尋ねください。

②上記を記入して住民票のある市役所または役場の障害福祉担当課へ申請しましょう。

③日常生活用具給付券が交付されます。

身体障害者手帳が交付され、日常生活用具給付に関する申請を行ってから約半月～1ヶ月程度で自宅又は指定業者へ給付券が郵送されます。

自宅に給付券が来たら、指定業者へ連絡してください。具体的に装具について相談しましょう。

### 【補足説明】日常生活用具給付等事業の現状

#### 1) 制度の概要

##### ①「日常生活用具」とは

- ・用具の要件として次の3項目を全て満たすもの。

イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、

日常生活品として一般に普及していないもの

- ・用具の用途及び形状として次の項目に当たるもの。

イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

## ②「日常生活用具」の支給

市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

2) 対象者・・・日常生活用具を必要とする障害者、障害児

3) 実施主体・・・市町村

4) 支給の仕組み・・・市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

5) 費用負担

### ① 補助金の負担割合

国：50／100、都道府県：25／100、市町村：25／100

国費の財源は平成19年度の場合、400億円（統合補助金）の内数。

② 利用者負担・・・市町村の判断による。

以上の内容を説明いたしました。

診療科名： @PATIENTFORMALSECTIONNAME

説明医師： @ACTIVEUSERNAME

同席スタッフ：

他の選択肢について

介護保険や日常生活用具の給付についてはケースワーカーやケアマネージャーにもご相談ください。  
ご不明な点は理解を深めていただけるように、後日でも結構ですからご質問ください。

患者様の自己決定権について

患者様に最終的な自己決定権があること、および予定される検査・治療を拒否した場合にも不利益のないことセカンドオピニオンを得る機会があることを申し添えます。

---

病状の説明を受けた年月日： 令和 年 月 日

(ご本人) 氏名 ..... (ご署名)  
名).....

(代諾者が必要な場合)  
氏名 ..... (ご署名) 続  
柄 ( )

説明日 : 平成 年 月 日